

「中小企業振興会館整備事業」
那覇商工会議所 F F E 工事
請負業者募集について

[見 積 要 綱]

令和 5 年 7 月 13 日



1. 募集概要

本募集は、令和5年11月竣工予定の「中小企業振興会館」における、F F E工事の発注にあたり、事業者からの見積を募集するものです。

2. 工事名称

中小企業振興会館整備事業 那覇商工会議所 F F E工事

3. 工事場所

沖縄県那覇市久米2丁目2番10号

4. 納期

令和5年12月29日まで

5. A工事施工者

(株) 東恩納組・沖電開発 (株) 特定建設工事共同企業体
(株) きらり電設

6. 見積区分

以下の区分ごとに見積もること。

- (1) 家具工事費
- (2) 搬入費
- (3) 設置費
- (4) 諸経費
- (5) 工場検査費用 (実施する場合)

7. 見積提出

提出期限 : 令和5年7月28日 (金) 16時まで
※時間厳守とし、郵送の場合は必着のこと。

宛 名 : 那覇商工会議所 F F E工事

提出部数 : 2部

提出先：正) 那覇商工会議所 福地・高江洲 宛 (1部)
〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地 1-7-1 琉球リース総合ビル 6階
TEL 098-868-3758 E-mail takaesu@nahacci.or.jp

副) (株)国建・(株)松田平田設計・(株)アール・アイ・エー設計共同体
(株)松田平田設計 柴田 宛 (1部)
〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎 2-105-18 6階
TEL 098-832-0090 E-mail takayuki_shibata@mhs.co.jp

書式：指定なし

提出物：(1) 見積書
(2) 工程表、搬入計画及び工事体制表
(3) アフターメンテナンス体制表

8. 質疑応答 (問い合わせ先)

受付：令和5年7月20日(木) 15時まで

回答：令和5年7月24日(月)

提出先：(株)国建・(株)松田平田設計・(株)アール・アイ・エー設計共同体
(株)松田平田設計 柴田 宛
〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎 2-105-18 6階
E-mail takayuki_shibata@mhs.co.jp

備考：(1) 基本的に質疑に関しては、E-mailにて行う。
(2) 質疑がない場合でも、質疑がない旨を明記し、E-mailで送信すること。
(3) 回答書は、設計図書のうち仕様書の追記事項として取り扱う。

9. 参加表明、供与する図書

入札参加者は、「申込書<様式1>」と「誓約書<様式2>」を、「7. 見積提出先」記載の担当者 (To 高江洲・CC 柴田) まで事前にメールでご提出ください。

提出方法：担当窓口のメールアドレスに電子メールの添付ファイルとして送付してください。

件名は「中小企業振興会館整備事業 FFE工事申込書 (●●)」
(●●は提出企業名) としてください。

※電子メール送信後は速やかに担当窓口へ電話連絡をとり、受信の確認をして下さい。

※申込書〈様式1〉と誓約書〈様式2〉は、那覇商工会議所ホームページよりダウンロードして下さい。

※提出を確認後、申込者に「設計図、仕様書」を事務局よりメールで配布します。

- ・ 申込書〈様式1〉・・・HPよりDL、事前にメールで提出
- ・ 誓約書〈様式2〉・・・HPよりDL、事前にメールで提出
- ・ 設計図、仕様書・・・申込書提出者に事務局よりメールで配布

10. 見積条件

- (1) 見積書は見積区分に沿い見積ること。出精値引きの項目は設けないこと。
- (2) 同等品を見積る場合は別紙とすること。
- (3) 設計図書に記載がなくとも工事上必要と認められるものは見積りに反映させること。
- (4) 工事費の同額及び減額を前提に、既設仕様の設計意図に沿う範囲での仕様変更の提案があれば別紙で提案すること。
- (5) 機密保持
 - ①当該見積要項あるいは関連配布資料に関する内容を一切第三者に開示してはならない。
- (6) 搬入は建物引き渡し後であるため、建物を傷付ける事の無いよう、養生をしっかりと行うこと。万一損傷を与えた場合は、請負者負担により速やかに復旧すること。

11. その他

提出された有効な見積書の額がいずれも予定価格を上回ったときは、那覇商工会議所の判断により、有効な見積書のうち、最低価格の見積書を提出した者と協議のうえ、内容を見直し再度見積依頼を行う場合がある。

12. 参加資格

以下の(1)から(3)までの募集参加資格要件をすべて満たす単体企業とします。

- (1) 参加企業は、那覇商工会議所会員企業であること。(基準日：令和5年4月1日時点)
- (2) 参加企業は、沖縄県内に本店を有する企業であること。
- (3) 実務経験を有する者を業務の主担当とすること。

13. 参加制限

以下のいずれかに該当する者は、参加企業となることはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 沖縄県、那覇市の指名停止措置を受けている者
- (3) 破産法（大正11年法律第71号）に基づき破産手続き開始の申立がなされている者
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続き開始の申立がなされている者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立がなされている者
- (6) 会社法（平成18年法律第66号）に基づき会社の特別清算の申立がなされている者
- (7) 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、市町村税を滞納した者
- (8) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体の構成員（暴対法第2条第6号に規定する者（構成員とみなされる場合を含む。））である者